



平成16年
10月15日
(金曜日)
第 12520号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 坂野 邦雄
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

四 次

公 叙

(◎岳だ、県例規集に登載すべきもの)

- 大規模小売店舗の新設に係る公署
- 換地処分
- =

人事監査部事項

- 平成十六年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考の実施 (公 叙) 11

○ 公 叙

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条
第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同
条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年10月15日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ若楠店

佐賀市高木瀬西三丁目1485番地2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野 邦雄

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年5月23日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,437平方メートル
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 90台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 20台
建物西側 20台
合 計 40台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 65平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
事務所棟建物内西側 22.2立方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- イ 來客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地南側 1か所
敷地西側 1か所

合 計 2か所	その旨を公告する。
工 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後11時まで	平成16年10月15日
2 届出年月日 平成16年9月22日	佐賀県知事 古川 康
3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成16年10月15日から 平成17年2月14日まで	<p style="text-align: center;">○ 人事採用選考</p> <p>佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）第6条第2項第7号の規定により、身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考を次のとおり行います。</p> <p>平成16年10月15日</p>
4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。	<p>佐賀県人事委員会 委員長 峰谷尚久</p> <p>1 選考職種 一般事務</p> <p>2 受験資格 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までのいざれかの等級である者で次の(1)から(4)までの要件のすべてに該当するもの</p> <p>(1) 昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (2) 介護者なしに職務の遂行が可能な者 (3) 活字印刷文による出題に対応することができる者 (4) 佐賀県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）。ただし、次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験することができません。 ア 日本の国籍を有しない者 イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治產者を含む。） ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け</p>
県當土地改良事業（畠地帶総合整備）ひれふり地区の換地計画に基づき、平成16年9月24日同地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。	<p>平成16年10月15日</p> <p>佐賀県知事 古川康</p>
県當土地改良事業（畠地帶総合整備）ひれふり地区の換地計画に基づき、平成16年9月24日同地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。	<p>平成16年10月15日</p> <p>佐賀県知事 古川康</p>

ることがなくなるまでの者

エ 佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次選考

(1) 選考の実施日

平成16年11月23日 (火曜日) 午前

(2) 試験地

佐賀勤労身体障害者教養文化体育館 (佐賀市天祐一丁目8番5号)

(3) 試験種目、内容及び出題分野は次の表のとおりとします。

試験種目	教 養 試 験
内 容	高等学校卒業程度の一般的知識及び一般知能についての五枝 技一式問題40問による筆記試験

(4) 第1次選考合格者発表

第1次選考実施日当日の正午から、佐賀勤労身体障害者教養文化体育館 の正面玄関に合格者の受験番号を掲示します。

4 第2次選考

(1) 選考の実施日

平成16年11月23日 (火曜日) 午後。ただし、身体検査については、11月 24日 (水曜日) に実施します。

(2) 試験地

佐賀勤労身体障害者教養文化体育館。ただし、身体検査については、佐

賀県総合保健協会 (佐賀市天神一丁目4番15号) にて実施します。

(3) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査

5 最終合格者発表

平成16年12月中旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

6 採用選考合格者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用選考合格者名簿に成績順に記載され、採用は、この名簿に基づき、任命権者が行います。

7 試験案内及び受験申込書の交付

(1) 交付場所

県人事委員会事務局

さが元気ひろば (県民総合相談・情報提供窓口)

中部福祉事務所

北部福祉事務所

西部福祉事務所

県総合福祉センター

産業技術学院

鳥栖農林事務所

伊万里農林事務所

鹿島農林事務所

神埼土木事務所

(2) 郵便による請求方法

封筒の表に「選考請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の定形の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。

(3) ホームページからダウンロードする方法

佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)から様式をダウソードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

8 受験申込の方法

(1) 持参及び郵送の場合

提出先 佐賀県人事委員会事務局 (郵便番号 840-8570 佐賀市城内
一丁目1番59号)

受験申込書及び受験票に所定の事項を記入し、受験票に返信用の50円切手をはり付けて（ホームページから様式をダウンロードし、官製はがきに印刷して使用する場合を除く。）提出してください。

(2) インターネット申込みの場合

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

9 申込みの受付期間

(1) 持参の場合

平成16年10月20日(水曜日)から11月10日(水曜日)までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等の閉庁日は除きます。

(2) 郵送の場合

平成16年10月20日(水曜日)から受け付けます。

なお、11月10日(水曜日)の消印のあるものまで有効とします。

(3) インターネット申込みの場合

平成16年10月15日(水曜日)の9時から11月3日(水曜日)の17時までに受信したものを受け付けます。

10 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 直通 0952-25-7241